

令和元年7月5日開会  
(第7回総会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第7回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和元年7月5日(金)
- 2 開会日時及び場所  
令和元年7月5日(金) 午後2時04分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和元年7月5日(金) 午後2時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 草野 英治  | 2番 大島 忠保  | 3番 松永 一   | 4番 東 康敬   |
| 5番 林田 剛   | 6番 森崎 茂徳  | 7番 渡部 篤   | 8番 平野 利光  |
| 9番 馬場 保   | 10番 徳永 玉義 | 11番 三浦 憲二 | 12番 内田 弘幸 |
| 13番 池田 兼三 | 14番 松尾 茂敏 | 15番 川内 幸徳 | 16番 草野有美子 |
| 17番 鶴崎 進  | 18番 大久保信一 | 19番 小筏 正治 |           |

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 坂本 英知 |
| 次 長  | 増富 浩彦 |
| 参事補  | 原田 誠二 |
| 主 事  | 北尾 祥  |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第30号 農地法第5条第1項に規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第4 議案第31号 農地法第5条第1項に規定による許可申請について
- 日程第5 議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第33号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第5号 非農地判断の取り消しについて

---

午後2時04分開会

○事務局長（坂本 英知君） 改めまして、こんにちは。

空梅雨から一転して、雨の続く天候になりましたけれども、こういう天候が続く、変化があるときには体調を崩す場合がありますので、自分になったわけではないんですけど、皆さんも十分気をつけていただきたいと思います。

きょうは、林田委員のほうから若干おくれるという報告があっております。

本日の出席者は、法の規程による過半数には達しておりますので、会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さんこんにちは。

田植えもなかなかさばけんって言いよったんですけど、この間の雨で、皆さん方、ほとんどの方が田植えは終わったのではなかろうかと思っております。私たちがまだ、二、三日前に終わったばかりですね、きょうの総会に間に合うことができました。

ただいまから、令和元年第7回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

各委員の協力方よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、3番、松永委員、6番、森崎委員、両委員を指名いたします。

議事に入る前に、申請の取り消しがあっておりますので、ご報告をいたします。

議案書3ページ、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての受付番号34番について、所在地番1449-890と1449-893、登記地目、公衆用道路ですね、現況地目、畑となっております。2筆については、現況も公衆用道路と確認できましたので、削除をお願いいたします。本申請は10筆から2筆を削除して8筆の申請となっております。いいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第5号、非農地判断の取り消しについてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをごらんください。

議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年7月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページ、受付番号33番から、議案書6ページ、受付番号42番まで10件の申請が

あっております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号33番から38番です。

受付番号33番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号34番は、後継者の息子に貸し付ける案件です。

受付番号35番は、相手の要望により譲り受ける案件です。

受付番号36番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号37番は、新たに設立した法人が譲り受ける案件です。譲り渡し人は、法人の代表取締役の母親です。

受付番号38番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号33番から38番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号33番から38番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

どうでしょうか、33番から38番について。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号39番から42番です。

受付番号39番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号40番、41番は、受人が同一の案件で、規模拡大のため買い受け及び借り受ける案件です。また、受人は諫早市で1反2畝ほど耕作されております。

受付番号42番は、耕作利便のため交換する案件です。

受付番号39番から42番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号39番から42番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。  
どうでしょうか。はい、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

42番のですよ、近隣の山林との交換ですよ、山林はどのくらいの面積になるわけですか。

○事務局（原田 誠二君） 議長、事務局からよろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 受付番号42番の分ですけれども、山林のほうが287平米。それと宅地323.13平米、合計で610.13平米ですね。これを畑と交換するという申請です。宅地についてはですね、筆界未定地のほうになっている宅地だそうです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 大島委員、どうぞ。

○委員（2番 大島 忠保君） もう二十数年、30年ぐらい前ですか、地籍調査があったときに、お互いにここは兄弟さんですが、この水路は、うちんとと言って、こっちもうちんとうちんとで言い張ったがために、筆界未定となっているわけです。

ということで、もともとがその、今度、手に入れられたこの持ち分だったんですね。ほいで、その持ち分だったんですけれども、その兄弟さんらもほかのところに移転して、ほんでほかのところにおらすとですけれども、その人が多分、元家のほうに譲るといような形じゃなかったでしょうかね。というように聞いております。

○議長（小筏 正治君） 東委員、今の説明でよかですか。

○委員（4番 東 康敬君） はい。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号33番から42番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書7ページをごらんください。

議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定により許可を受けた事業計画についての計画変更承認申請があったので総会の議決を求める。令和元年7月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書8ページ、受付番号1番の1件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号1番については、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号23番で変更後の転用申請がされておりますので、一括して審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、一括して審議いたします。

議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書9ページをごらんください。

議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年7月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は12ページです。受付番号は23番の案件です。別添は2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 議案第30号、受付番号1番及び議案第31号、受付番号23番の審議に入ります。

それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。西部調査会長、お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請後の計画変更承認申請の受付番号1番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号23番について、申請地は平成31年1月に駐車場用地への転用許可を受けたものの、諸事情により事業が着工されておりました。今回、駐車場用地から店舗用地への転用の計画変更承認申請が提出されました。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地であると考えられます。

計画変更承認及び転用許可に当たって、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、議案第30号、受付番号1番、及び議案第31号、受付番号23番について、何かご質問がありましたらお願いいたします。何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質問がないようですので、議案第30号、受付番号1番の計画変更承認申請及び議案第31号、受付番号23番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第30号、受付番号1番の計画変更承認申請を承認し、議案第31号、受付番号23番の転用申請を許可することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書9ページをごらんください。

議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年7月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は10ページ、受付番号15番から、議案書12ページ、受付番号24番までの9件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号15番から16番です。

受付番号15番は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、島原鉄道西郷駅から300メートル以内にあることから第3種農地と判断をしました。

受付番号16番は、太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、島原鉄道西郷駅から300メートル以内にあることから第3種農地と判断をしました。

受付番号15番から16番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号15番から16番について、ご質問がありましたらお願いいたします。太陽光と駐車場の件ですね。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 特にご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号17番から22番となります。

受付番号17番は、住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地で、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に小学校と認可保育園が存在するため、第3種農地と判断しました。面積については、647平米と転用面積上限の500平米を超過しておりますが、北東側に防火水槽があり、分割しても公道からの進入路がなく、農地として利用できないため、1筆全体を買い取り、余剰地は家庭菜園として有効活用したいとのことです。中部調査会としては、十分協議を行い、例外的に認められると判断しました。

次に、受付番号18番は、太陽光発電施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地で、隣接する農地とは高低差があり、土地改良区外で小集団の生産能力の低い農地であるため、第2種農地と判断しました。

受付番号19番は、追認申請です。堆肥舎及び家畜用飼料ロールの保管場所としての農業用施設用地への転用を計画されております。申請地は農振白地で第1種農地であるが、農業用施設であるため、例外的に認められると判断しております。

受付番号20番は、住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地で、周辺を宅地に囲まれており、小集団の生産能力の低い農地であるため、第2種農地と判断しました。

受付番号21番は、公共工事の現場事務所用地として一時転用を計画されております。申請地は農振白地で、宅地に囲まれているため、第3種農地と判断しました。

受付番号22番は、駐車場用地として計画されております。申請地は農振白地で、宅地に囲まれているため、第3種農地と判断しました。

受付番号17番から22番について、現地調査においても問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号17番から22番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。松尾委員、どうぞ。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 14番、松尾です。

調査会のときに、22番の駐車場用地の、国交省の矢印の件はどげんだったですか。

○事務局（原田 誠二君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） 事務局、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 受付番号22番の国交省の境界線の件なのですが、国交省のほうに確認をいたしまして、敷地内に1個あったプレートですね、あれは国交省のほうが、早く言えば間違い、誰がそこにしたかわからないということです。道側に本当はしてなきゃいけないのに、なぜか民地のほうに入っていたということです。今後は、撤去をするという回答でした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は24番となります。

受付番号24番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地であると考えられます。

受付番号24番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号24番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号15番から受付番号22番、受付番号24番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第32号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書13ページをごらんください。

議案第32号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年7月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

次に、議案書14ページをごらんください。

受付番号1番から、議案書24ページ、受付番号27番までです。

受付番号1番から12番については、貸借権に係る案件です。受付番号13番から22番については、所有権移転に係る案件です。受付番号23番から27番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第32号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から12番について、ご質疑ありませんか。どうですか、12番まで。1番から12番。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る受付番号13番から22番について、ご質疑があったらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、農地中間管理事業に係る受付番号23番から27番について、ご質疑があったらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第32号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第6、議案第33号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書25ページをごらんください。

議案第33号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。令和元年7月5日提出。雲仙市農業委員会 会長小筏正治。

議案書26ページ、受付番号1番から、議案書29ページ、受付番号7番まで、7件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第33号に対する質疑を一括して行います。ご質疑ありましたらお願いいたします。どう

でしょうか。配分計画についてはご意見ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第33号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第33号、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、報告第5号、非農地判断の取り消しについて、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書30ページをごらんください。

報告第5号、非農地判断の取り消しについて

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について異議があったので、農地法第2条第1項の「農地」に該当する旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和元年7月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書31ページ、整理番号1番から2番は、平成31年2月20日付で発出した非農地通知に対する異議申し立てであり、現地を確認したところ、どちらも耕作されており、非農地通知の取り消しを発出するものであります。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第5号について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、お諮りします。

本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 7月 5日

議 長

署名委員

署名委員